

## 投資信託積立銀行引落サービス約款

### (約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様が楽天証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で契約する投資信託受益証券又は受益権（以下、「投資信託」といいます。）の定時定額買付取引（以下「投信積立」といいます。）のうち、株式会社アプラス（以下「アプラス」といいます。）を通じた銀行引落しによる集金代行決済サービス（以下、「本サービス」といいます。）に関する権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

### (投信積立)

第2条 お客様は、「投資信託積立取引約款」の内容を了承のうえ、本サービスを利用するものとします。

### (他の規定等の準用)

第3条 この約款に定めのない事項については、「総合証券取引約款」、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」、「投資信託積立取引約款」その他の規定、約款により取り扱うものとします。

### (ご利用の申込み)

第4条 お客様は、本サービスの利用を希望する場合、当社が定める方法により申込みを行うものとします。

### (ご利用の制限)

第5条 本サービスにおいて、お客様がご利用になれる銀行は、当社が指定するものに限られ、お客様は当社が指定した銀行の中なら本サービスの引落に係る金融機関（以下、「指定金融機関」といいます。）を指定するものとします。

- 2 本サービスは、お客様の総合証券口座と指定金融機関の口座名義が同一である場合に限り、ご利用になれることとします。

### (口座確認に関する同意)

第6条 お客様は、アプラスが前条第2項に定める事項に関し、次のことを行うことに同意するものとします。

- ①当社は、本サービス提供のため、お客様の氏名、生年月日、その他本サービスに係る引落に必要な情報をアプラスに提供すること
- ②本サービスに係る引落の際に、アプラスがお客様の総合証券口座名義を指定金融機関に提供し、総合証券口座と指定金融機関の口座名義が同一であることを確認すること

### (集金代行による引落し)

第7条 お客様は、本サービスのご利用にあたり、投信積立に必要な代金について、当社がアプラスに対して集金代行業務を委託することを了承するものとします。

- 2 アプラスは、毎月一定の日（休業日にあたる場合は翌営業日）に、投信積立に必要な代金を指定金融機関の口座から引落とすこととします。
- 3 アプラスは、前項の引落し代金を、毎月一定の日（休業日にあたる場合は翌営業日）に当社へ入金することとします。

(買付の時期)

第8条 当社は、前条第3項において入金された代金により、当社が定める毎月一定の日（休業日にあたる場合は翌営業日）にお客様の指定した投資信託を買付けることとします。但し、お客様の総合証券口座に立替金若しくは不足金がある場合には、当該買付けより先に立替金若しくは不足金に充当されるものとします。

(申込み内容の変更)

第9条 お客様は、当社所定の手続きにより本サービスの申込み内容の変更を行うことができます。

(届出事項の変更)

第10条 お客様は、当社、アプラスおよび指定金融機関への届出事項に変更があった場合は、速やかに届出るものとします。

(解約)

第11条 本サービスは次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- ①お客様が当社所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合
- ②お客様が本サービスを利用する資格を喪失した場合
- ③お客様が第12条に定める本約款の改正に同意されない場合
- ④3回連続して指定金融機関からの引落しができなかった場合
- ⑤当社が本サービスの解約を申し出た場合
- ⑥当社が本サービスを営むことができなくなった場合

(本約款の変更)

第12条 本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要を生じたときは改正されることがあります。

- 2 改正の内容が、お客様の権利を制限し、又は新たな義務を課すこととなる場合には、その内容を通知させていただきます。
- 3 前項の通知は、改正の影響が軽微であると当社が判断する場合には、当社ホームページ等への掲載によって代える場合があります。
- 4 第2項の通知又は前項の掲載が行われた後、お客様から所定の期日までにご異議のお申出がない場合は本約款の変更にご同意いただいたものとさせていただきます。

以上

(2014年1月)